

出資法の上限金利引き下げを^等求める決議

決議の趣旨

平成15年7月、いわゆる「ヤミ金融対策法」(貸金業規制法及び出資法の一部改正法)の制定の際、出資法の上限金利については同法施行後3年を目途に見直すこととされ、その時期は平成19年1月といわれている。

埼玉司法書士会は、依然として減少しない多重債務被害の原因である、サラ金、クレジットの高金利につき、以下の目的を達成するために、行政、国会、マスメディア等関係機関に対して具体的な提言を行うことを決議する。

- 1 出資法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること
- 2 貸金業の規制に関する法律43条のみなし弁済規定を撤廃すること
- 3 日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

平成17年5月21日

埼玉司法書士会 第38回定時総会

提案理由

平成16年、多重債務被害の深刻さを示す指標とも考えられた破産申立件数が減少しましたが、その一方で個人債務者再生手続の申立件数や司法書士代理人による任意整理が急増している現実があり、また、重大な犯罪である「ヤミ金融」被害は未だに後を絶つことなく続いています。

依然として深刻な社会問題である多重債務被害の大きな原因は、強行法規である利息制限法に定める制限利息がありながら、他方で刑罰規定を定めた出資法による年29.2%という高い利率があるという、一般市民からは非常にわかりにくい「金利二重構造」があり、加えて、本来無効であるはずの制限超過利息の徴収が、あたかも一定の場合に出資法上限金利までは許容したかにも錯覚されがちな貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定の存在があります。

現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況であるにもかかわらず、出資法の上限金利年29.2%は大変な高金利です。金融広報中央委員会が実施した世論調査によれば、2003年における貯蓄を保有していない世帯の比率が21.8%にも上っています。このことは、余裕資金のない世帯が突発的な資金需要に対応できず高金利による貸付に手を出せば、たちまち生活が立ち行かなくなる事実を伺わせます。

平成16年2月20日、最高裁判所が上記貸金業規制法第43条の適用される要件は厳

格に解釈すべきであると判断し、強行法規である利息制限法が大原則であることが再確認されたはずでしたが、貸金業者は現在でも制限超過利息を受領し続けており、各地の裁判所においては、残念ながら上記最高裁の判断趣旨にもとるような判決も散見されます。

利息制限法の趣旨が徹底されない限り、このままでは「金利二重構造」を知らない消費者が、消費者金融の返済に滞り、やがてヤミ金融の餌食となることは必然といってよいものと考えます。市民が安全に生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務被害の抜本的解決のために、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止することはもちろん、少なくとも出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが不可欠といわなければなりません。

平成15年7月、いわゆる「ヤミ金融対策法」（貸金業規制法及び出資法の一部改正法）が制定された際に、出資法の上限金利については同法施行後3年を目途に見直すこととされましたが、貸金業界では、上限金利を引き下げたことが結果としてヤミ金融を跋扈させる原因になったなどと説き、早稲田大学坂野友昭教授による論文「消費者信用市場における上限金利規制の影響～米国における先行研究のサーベイ」を基に金利自由化論を唱えて、上限金利の引き上げ・撤廃に向けた猛烈な議員要請を繰り広げていると聞きおよびます。上記論文に対しては、既に日司連消費者法制検討委員会が意見書「上限金利撤廃の弊害と引下げの必要性」を取り纏めており、各方面からの支持が寄せられています。また、日弁連消費者問題対策委員会からは、金利自由化に踏み切った米国の実態調査（「消費者信用事情訪米調査報告書」）が発表され、金利を自由化することと、悪質事業者を市場から排除することが、何ら連携しない別次元の問題であることが明らかにされています。

このような社会情勢の中、平成19年1月に予定される出資法の上限金利の見直しに向けて、平成17年は極めて重要な時期であり、貸金業界による金利引き上げ・撤廃の要請に対抗し、上限金利引き下げを実現するためには、関係団体が一致団結して膨大なエネルギーを運動に注ぎ込むことが求められます。

多重債務被害への取り組みは、もはや司法書士の担う通常の職務であり、とりわけ、多重債務被害の黎明期からいち早くこの問題に着眼して被害救済の実績を積み上げた歴史を持ち、現在も埼玉県内における行政、弁護士会等関係機関とともに「ヤミ金融対策協議会」に参画して、問題の分析、相談事業の実施、広報活動等、多重債務被害の根絶に向けて積極的に活動する埼玉司法書士会にとっても、出資法の上限金利引き下げに向けて活動することは不可避であると考えます。

以上の理由により、多重債務被害の根絶に向けて、出資法の上限金利の大幅な引き下げを求めるために、行政、国会、マスメディア等の関係機関に対し具体的な提言を行う決議を求めます。

以上